

# 自立を支援するとはどういうことか

－援助者の自立との関わりにおいて－

佐野 真紀 (愛知教育大学障害児教育講座)

**要約** わが国では、福祉政策の影響を受けながら数多くの自立研究がなされてきた。それらが示す自立観や自立概念は、いまだ統一されていない。本稿では、教養科目であった社会福祉学の受講生(1年生)が、障害者や施設で生活する人々の自立を学生自身の自立の延長線上にとらえることを目指して理論展開を試みている。自立は、「～的自立」というような条件をクリアすることでなされるものではないこと、他者との関係の中で自立が実現することについて言及し、なかでも「みずから・立つ」「おのずから・立つ」の間におきる相互作用、働きについて着目し、自立しようとする者と自立を支援する者との関係性と、自立を支援する者の自立について検討している。

**キーワード**：自立、自己決定、意思決定支援、支援者

## 1. はじめに

筆者は、2000年より始まった本学の教養科目のうち、社会科学入門・社会福祉学を担当してきた。この科目は2013年のカリキュラム改訂にもなって廃止されたが、主に1年生が受講するこの講義において、専門知識のない初学者に対してどのように社会福祉学をひもといていくか、どれだけ身近な問題として社会福祉をとらえていくことができるかを課題とし、筆者にとっても貴重な学びの場となった。その中で、2007年頃からは「自立」をテーマに取り上げる授業を必ず1時間は入れるようにしてきた。その際、自立が大きなテーマとなる障害者や高齢者、女性や施設で育つ子どもたちの「自立」を、他所の知らない誰かの問題として捉えるのではなく、学生自身の自立の延長線上にとらえられるようにすることを狙いとしていた。そのようにして授業の準備をする中で、自立しようとする者と自立を支える者との関係性や、支援する者の自立について疑問を持つに至った。本稿では、自立研究を概観したうえで自立に関するいくつかの論点について言及し、「みずから・立つ」と「おのずから・立つ」という働きの間から、自立を支援するものと支援されるものの関係について言及していくこととする。

## 2. 自立研究の概観

社会福祉学を履修していた学生たちに対して「あなたは自立していますか?」と尋ねると、例年の傾向として、多くの学生から「自立していない」「自立している部分もあるが、親に養ってもらっているのでその意味では自立していない」との答えが返ってくる。福祉学を初めて学ぶ学生たちは、「経済的自立」や「身辺自立」として自立を捉えていることがうかがえる。

これまでに数多くの自立研究が行われてきた。自立研究の主な分野は、福祉学のほか、教育学、心理学な

どにわたっている。中でも福祉学においては、「自立の助長」「自立更生」といった政策言語としての自立と、「経済的自立」「身辺自立」「自立生活」などの「どのように自立するか」を指し示す自立とがある。まず、いくつかの自立の意味内容を概観してみたい。<sup>1)</sup>

品田(2008)は、様々な分野で用いられる「自立」概念を整理したうえで、社会保障の分野でどのように自立を把握すべきかについて次のように述べている。社会保障法が人間の成長過程において生じる様々な生活危険を担保するものであると考えれば、「いかなる面において」という命題については、経済的な「自立[依存]」、身体的な「自立[依存]」、そして精神的な「自立[依存]」という三つの要素を対象として把握すべきとしている。<sup>2)</sup>

慎(2013)は、当事者の立場から障害者の自立について概念整理を行っている。一般的に使われている自立という語は、「自活」という語に置き換えることができる。一方、社会福祉や障害者問題などで使われる自立はほかの意味合いで用いられることが多く、様々な定義が存在している。障害者の生活実態からすると、自立の概念は身辺自立、経済的自立、職業的自立、職業経済自立、自立生活、社会的自立といった6つの自立から成り立っていると述べている。<sup>3)</sup>

河野(2013)は、自立とは自分の求めることを実現できるように環境をコントロールできることであり、根源的にその人が自分自身の主人公となることであるとしている。従来の「身辺自立」や「稼得自立」といった自立に加え、センのケイパビリティ・アプローチを参考にしながら、さまざまなハンディを負った個人にとって、自分の求める生活の質に応じてケイパビリティの開発を追求し、互助や公助を自己運用して自発的な行為者として生活することこそが自立であると述べている。<sup>4)</sup>

このほかにもさまざまな定義があるが、現在、自立の意味・内容として含まれるものは①経済的自立・職

業的自立、②身体的自立・身辺自立、③精神的自立・社会的自立（自己決定を含む）の三つの次元であるといえる。こうした自立のとらえ方は、歴史的な経緯によって変化・発達してきたといえる。

上田（2010）は、社会福祉における自立研究を整理する中で、4つの時代に時期区分をしながら自立研究の経緯について述べている。第一期（1959まで）では、自立が政策として強調されていない時期である。自立という語は職業経済自立や経済的自立という意味で使用されていたことはあるが、社会福祉学の学術用語としては取り上げられてはいない。第二期（1960～1980）は障害者雇用促進法が施行され、社会福祉政策により職業に就くという意味での自立が導入され始める時期である。この時期には障害児が職業的自立を成し得るための条件（職業的自立、社会的自立、身辺自立、自己決定）などについて言及されてきている。第三期（1981～1994）は自立生活運動が日本に広まり始める時期であり、自立の概念が拡大し、社会福祉政策においても自立の言葉が使われる時期である。自立生活運動による自己決定や自立生活の概念の登場により新たな自立概念が登場している。第四期（1995～）は社会保障審議会が「自立と社会連帯」を強調したことにより、社会福祉政策が自立を目的として展開していく時期である。社会福祉基礎構造改革が展開していく中で自立概念を整理する研究がなされてきているが、それらの成果が政策決定に影響することがなく、また統一した概念規定も難しい状況にあることを指摘している。<sup>5)</sup>

自立研究というところまでには障害者福祉分野が中心となっていたようであるが、社会保障審議会の勧告、障害者自立支援法施行、障害者総合支援法施行などの政策決定を契機として研究が増えてきている。また、児童福祉分野においても同様に法改正を契機として自立研究がされるようになってきている。1997年児童福祉法改正により施設の設置目的のところどころに「自立支援」の文字が入って以後、社会的養護の分野では、自立とは何か、自立支援とは何かについて議論と実践が重ねられてきた。<sup>6)</sup> このように、社会福祉分野の自立研究は時の政策に影響されながらも、数多くの研究が積み重ねられてきたことがわかる。

### 3. 自立についてのいくつかの疑問

さて、先に述べたように自立研究は多岐にわたり、福祉学分野だけとってみても統一的な自立概念はみあたらない。また、これらの自立概念を講義したところで、福祉学の初学者である受講生は自分のこととして理解することは難しいだろう。それどころか、これらの先行研究にあたることで、自立についていくつかの疑問が湧いてくる。そのことについて触れてみたい。

#### (1) 「〇〇的自立」は何を示しているのか

自立について知ろうとすると、必ず「〇〇的自立」との用語に遭遇する。自立のとらえ方として「経済的自立」「身辺自立」「自己決定」という自立の要素を指摘することによって、どのような状態が自立した状態といえるのかを明確に示すことができるように思われる。ところでこれらの要素は何を意味しているのだろうか？これらの要素について自立を達成することが「自立」なのだろうか？

先に学生の自立観について述べたように、「身辺自立（＝自分の身の回りのことを自分でできる）」や「経済的自立（＝大人と言われる年齢になったら、働くことで収入を得て生活を成り立たせる）」は一般的な自立の意味として広く浸透しているが、このような自立を果たすとどんなメリットがあるのだろうか。身辺自立を図ることができれば、誰の手も借りず、誰に気兼ねすることもなく、自分の思うとおりに時間を使い行動することができる。同じく経済的自立も、自分の生活を賄うだけの収入が得られれば、誰の許可を得なくとも財産を使って生活をデザインすることを可能にしていく。そしてこれらの自立が果たされれば社会から一人前とみなされ、さらに選択の自由は広がっていく。したがって、身辺自立も経済的自立も、自分の思うように生きていく裁量を持つことだといえる。

では、「自己決定」はどうだろうか。自立生活運動は、障害当事者の自立を「身辺自立」や「稼得自立」としてではなく、自己決定、自己選択、自己管理を基礎として捉えなおそうとしている。定藤によれば、自立生活とは「障害者がたとえ日常生活で介助者のケアを必要とするとしても、自らの人生や生活のあり方を自らの責任において決定し、また自らが望む生活目標や生活様式を選択して生きる行為を自立とする考え<sup>7)</sup>」である。このことも、自分の思うように生きていく裁量を持つという意味において、身辺自立や経済的自立と変わるところはない。

自立生活運動を背景に「自己決定」を自立の重要な要素に据え、経済的自立が難しくても、介助なしには身辺自立も容易ではないとしても、自らの意思を表明し社会参加することで精神的・社会的に自立しようとする自立観が登場した。この自立観の登場によって、それまで障害のために身辺自立や経済的自立が難しかった人々が、自己決定することによる自立が可能であることを示し、自分らしく生きる道を開いた。ところがそれですべての障害者が自立への道が開かれたわけではなかった。自己決定することが自立の要件であるとするなら、自己決定し意思表示することができない重度心身障害者や知的障害者は、その能力のない者として排除されてしまう。そんな批判も起きてきた。立岩（2000）は、横田や吉田の文章を引用しながら、

(彼らの文章には) 自己決定できる人、自己決定する人が、人間なのか、良い人間なのかという問いかけがあり、さらには自己決定能力が人間であることの要件なのか、資格なのかという問い、というよりむしろそうした考え方の明確な否定があると指摘している。<sup>8)</sup>

自己決定を身辺自立や経済的自立と一緒に「自立の要件」として扱ってしまうと、「できるか/できないか」という能力主義に陥ってしまう。「〇〇的自立」は何を示すのか、注意深く用いる必要があるだろう。

## (2) 何から自立するのか/自立と依存と

自立は重要な概念だが、一人きりで完全に自立することはできない。同様に、完全に依存することもできないだろう。すべてのことを一人で賄って生活するのは現実的ではない。また、寝たきりになって身体の自由が奪われたとしても、認知症になって自分自身がわからなくなったとしても、われわれは一つのいのちであり、いのちの働きとして生きることを希求していることを忘れてはならない。我々は相互依存の中で自立的に生活しているといえる。<sup>9)</sup>

自立するというとき、我々は何から自立するのだろうか。自立の対義語としては依存が挙げられるが、自立—依存の組み合わせで考えてみると、子どもなら保護者から、障害者なら家族(保護者)や施設(管理者)から、生活保護受給者なら生活保護制度(受給者を処遇する福祉事務所職員を含む)から自立するというのではないだろうか。そのようにして捉えたとき、自立—依存という事態は一人ではなしえないことがわかる。必ず依存する先の相手が必要である。依存に対しては保護/支配(管理)する者が存在する。自立するときその相手はどのような振る舞いをしているのだろうか?それは、自立しようとする人の意思を尊重し、対等な立場で認めるということではないだろうか。このことから、自立—依存に対置するものとして対等/尊重—保護/支配(管理)という態度を設定することができる。

## (3) 「みずから」と「おのずから」の間

自立はindependentの訳語であるが、自立のほか独立した、自主の、自治という意味もある。日本語に訳されて議論されるとき、なぜ独立ではなく自立なのか。

自立におくり仮名をふると、「みずから・たつ」と「おのずから・たつ」という二つの読み方が可能となる。これについて竹内(2004)は、「おのずから」成ったことと、「みずから」為したこととが別ごとではないという理解がどこかで働いていると述べている。われわれはしばしば、「今度結婚することになりました」とか「就職することになりました」という言い方をしますが、そうした表現には、いかに当人「みずか

ら」の意思や努力で決断・実行したことであっても、それはある「おのずから」の働きでそう“成ったのだ”と受け止めるような受け止め方があることを示していると指摘している。<sup>10)</sup> 竹内は日本思想において「みずから」と「おのずから」が相即の関係にあることを整理し、「おのずから」と「みずから」を安易に同一化することを批判したうえで、「みずから」にとって「おのずから」とは、もともとそのうちにありながら、しかもとてつもなく遠い向こう側としてあるという「あわい」、その「あわい」をそれとして生きる相反両立の状況の思想化の問題であると指摘している。<sup>11)</sup>

自立についても同じことが言えるのではないだろうか。「みずから・立つ」と「おのずから・立つ」という両方の働きがあり、相互作用が働く中で自立がなされると理解することはできないだろうか。たとえば、赤ん坊が生まれてから自分の足で立って歩くまでの過程を考えてみよう。赤ん坊は生まれて間もないころは思い通りに体を動かすことはできない。様々な試行錯誤を繰り返して動きの一つ一つを身につけていくが、その際、周囲の大人が笑ったり喜んだりする反応を見て、さらにその行動を繰り返して、強化する。大人たちは、子どもが寝返りを打ったとあって喜び、ずりばいをしたとあって褒め、つかまり立ちを応援し、ついに子どもが一人で立ち、歩を進めることができたならそれは大喜びで子どもをほめたたえるだろう。そこには赤ん坊が自ら立とうとする働きと、立つように支える周囲の働きかけとがあって、なされることである。自立は一人で勝手に達成されるものではないし、一方的に働きかけられてできるものでもない。自立は当事者とその周囲の者との間の相互作用や、環境との間の目に見えない働きによってなされていくといえるだろう。<sup>12)</sup>

## 4. 自立を問い直す—支援する者は自立しているか

### (1) 自立しようとする者と自立を支援する者の関係性

先に述べたように、自立とは他者・環境との相互作用のなかでなしえるものである。自立を「みずから・立つ」「おのずから・立つ」の双方向の働きであるとすると、自立できようができまいが、条件に関わらず自立できるように働きかけることの価値が見出されてくる。ここに、支援者が自立の条件を超えて自立を支える意味がある。

ここで再び自己決定について考えてみたい。自己決定する自立は、身辺自立や経済的自立にほかの人の支援を受けていたとしても、自分が受ける介護や財産の処分について自己決定することで自立することができるという考え方である。慎(2013)は、自己決定と他の自立とでは質的に異なっていると指摘する。自己決

定は意思決定であり、他の自立（身辺自立等）は意思決定ではなく行動や活動などの行為そのものである。自己決定は他の自立の基礎をなす概念であり、自己決定無くしてそれらの自立は成立しえないと述べている。<sup>13)</sup> 2013年4月に施行された障害者総合支援法では、「すべての事業者は利用者の意思決定支援に努めなければならない」と明記されており、今後意思決定支援の内容が充実していくことが期待される。ところで、自己決定支援または意思決定支援という支援は、どのような支援だろうか。そして、それに携わる支援者はどのような立ち位置を取るのだろうか。

先に述べたように、自立—依存という対義語の組み合わせに対し、これに関わる者の態度としては、対等・当事者の尊重—保護・支配（管理）という態度を置くことができる。保護・支配する支援者とは、まさにパターナリズムを示しているし、保護・支配の色彩が濃くなるほど説得的コミュニケーションを行うだろう。また、対等・当事者の尊重という色彩が濃くなるほど相手の理解に合わせ、相手の意思を引き出す働きかけになるだろう。

ところで、福祉の現場では対等な関係で自立の支援が行われているだろうか。

たとえばこんなことがある。利用者との関係がうまく作れず、来談が途絶えてしまった時のひとこと「本当に困っていたらまた来るよ」。支援がうまくいかず解決の糸口が見えないときに作ってしまうスケープゴート「とにかくこの〇〇さんが問題なのです」。このように、支援がうまくいかない原因を利用者のせいに行っているとき、支援者は自分を正当化して現実を（自分自身を）直視していないのではないか。このとき、支援者は利用者に対等な立場にあるとは言えないのではないか。実のところ、福祉の現場で働く専門職はこうした状態になりやすい立場にあると思われる。それは、援助者と被援助者、専門家と素人、知識のある者と知識のない者といった、援助関係の非対称性が福祉の現場にあるためである。このことを自覚する必要があるだろう。

## (2) 支援する者の自立とは何か

ここで筆者は支援する者の自立について問うてみたい。支援する者は、自立しようとしている人と対等な関係になれるほど自立しているのだろうか？どのように自立を果たしているのだろうか？そのように問われたことはあるだろうか？以下に自立に関する二つのことを示しておく。

菅原（2003）は、児童養護施設における児童の自立について述べる中で、特に「自己受容」を重視している。自分が生まれ育ってきた道筋の中で、どんな困難や不条理があったとしても、それらを可能な限り受け入れ、それらがなかったら今の自分はなかったという

ほどの自己受容がなされて初めて自立へと向かうことが可能になるという。「自己受容」「自己肯定」があればすべての者に社会的自立が可能になるわけではないが、それなくして虐待の世代間伝達という負の連鎖を超克して社会的自立を獲得することはできないだろうと述べている。<sup>14)</sup>

もう一つは、看護分野で用いられるオタワ個人意思決定ガイド<sup>15)</sup> についてである。このガイドでは、①意思決定を明確にする②意思決定における自分の役割を特定する③自分の意思決定のニーズを見極める④選択肢を比較検討する⑤次のステップを計画する、という5つのステップを設けている。この中で選択肢を比較検討する前に、決定までどのくらい進んでいるか、どのようにして決定したいか、全ての選択肢を知っているか、自分にとって何が重要か、他人の手助けはあるか、最善の選択ができる自信があるか、という項目について尋ねている。医療・看護の分野での意思決定では、生命に関わる選択を迫られることもあるだろう。このガイドの内容からわかるように、意思決定するということは、自分の価値観や持てる資源など、自分の目の前にある現実と自分自身（価値観など）にまず向き合うことが示されている。

以上二つのことから示唆されるのは、自分自身に向き合うこと、現実を受け入れること、自分を受け入れることが、意思決定においても社会的自立においても必要であるということだ。自立した支援者の姿は様々に描けると思われるが、少なくともうまくいかないことを利用者のせいに行わない支援者の姿としては、ここに示した3点が求められるだろう。

## 5. おわりに

教養科目の授業において、学生が自分自身の自立と障害者の自立を同じ延長線上にとらえることができるようにとのテーマを持っていたが、結果的にそれは筆者自身の自立の延長線上でもあった。自分自身の自立と障害者の自立を同じ延長線上でとらえるためには、できることなら対象者別の自立ではなく、すべての人に共通な、普遍的な自立観について言及したいところであったが、筆者の力不足である。

本稿で指摘できたことは、自立とは条件をクリアすることでなされるものではないこと、自立することは他者との関係の中でなされること、自立しようとする者とそれを支える者とのお互いの働きのなかで実現すること、そしてその際に自立を支える者の自立が問われることである。支援する者の自立については、自分自身に向き合い、現実を受け入れ、自分を受け入れるということを示したが、まだはっきりした自立の形にはなっていない。この点についてはこれからも問い続けていきたい。

自立について書き進めてみると、このテーマが古く新しい課題であり、福祉の課題のあらゆる面に通底していることがわかった。つまり、根源的な課題であるということである。今後も自分自身の自立を問いながら、自立を支援するということを考察していきたい。

## 註

- 1) 吉崎 (2007) は、今日の政策言語としての「自立」は、近年再構築されつつある「自立」観 (たとえ経済的・就労的に自立しえず、また介助なしには身体的・身辺的自立も容易でないとしても、自らの意思を表明し、政治的・社会的諸活動にも参加するなど、精神的・社会的に自立することこそが「自立」価値の中心ではないかといった提起) をほとんど無視しているという。今日政策言語として流通している「自立」は、歴史的に形成され、それなりの普遍性を持つようになった「自立」観念を、一方では不当に肥大化させるとともに、他方では矮小化し、特定の得意な方向付けを行ったものである。この場合「肥大化」とは、「自立」の観念をその抽象性のままに他の諸観念から切り離し、それらに優越する価値とみなしていることであり、「矮小化」とは、経済的・就労的自立、身辺的・生活動作自立、精神的・社会的自立等の諸分岐の有機的連関として成立する「自立」を解体・分断し、もっぱら経済的・就労的自立 = 「自助」を要求していることを指す。吉崎祥司 (2007) 「『社会的自由主義』における「自立」・「自律」」唯物論研究会 編『唯物論研究年誌第12号 自立と管理／自立と連帯』青木書店、P195
- 2) 品田充儀 (2008) 「社会保障法における「自立」の意義」菊池馨実 編著『自立支援と社会保障』日本加除出版、P32
- 3) 愼 英弘 (2013) 『自立を混乱させるのは誰か 障害者の「自立」と自立支援』生活書院PP17-18
- 4) 河野哲也 (2013) 「自立を巡る哲学的考察」庄司洋子、菅沼隆、河東田博、河野哲也 編『自立と福祉 制度・臨床への学際的アプローチ』現代書館、PP15-19
- 5) 上田 (2010) 「社会福祉における自立研究の整理—先行研究の歴史的変遷—」四天王寺大学紀要第49号 PP107-122
- 6) 横堀昌子 (2012) 「インケア児童の自立支援の現状と課題—各種支援の包括的な位置づけと流れ」『世界の児童と母性』第72号 資生堂社会福祉事業財団 P13
- 7) 定藤丈弘 (1993) 「障害者福祉の基本思想としての自立生活理念」定藤丈弘・岡本栄一・北野誠一 編

『自立生活の思想と展望—福祉のまちづくりと新しい地域福祉の創造をめざして』ミネルヴァ書房 P8

- 8) 立岩真也 (2000) 『弱くある自由へ』青土社 P113
- 9) 吉崎 (2007) は、社会的自由主義の立場をとりながら、「経済的自立」も「精神的自立」も他者の媒介を必然的なものとし、屹立する個人の「自立」「自律」なるものはあり得ないとしている。それにもかかわらず、現在の政治的文脈の中では「自立」が経済的 (就労的) 「自立 = 自助」に収斂され矮小化されているのは、こうしたイデオロギーとしての「自立」概念の操作を許す要因が、歴史的に成立した「自立」観念そのものに抜きがたく内在していたと指摘する。近代の「自立」観は、前近代的な中間集団の解体を客観的背景として、かつ中世的な支配 (政治的かつ精神的、経済的かつ社会的な全体の細部にまで及ぶ強権的な支配・干渉) への対抗原理の正当化という必要に迫られて、「自己労働に基づく自己所有による自立の実現」、およびそうした「自立した個人」の社会契約による秩序形成という論理構成をとることになった。この論理の特徴は言うまでもなく、「個人」である。「自立」は論理的には自己完結的であり、他者を媒介しないものとなっている。吉崎 (2007) 前掲書、P196
- 10) 竹内整一 (2004) 『「おのずから」と「みずから」 日本思想の基層』春秋社P3
- 11) 竹内整一 (2004) 前掲書PP26-27
- 12) 乳児期の二者関係と依存的自立については、折出健二 (2007) 「教育における依存的自立 自己と他者の弁証法」唯物論研究協会 編『唯物論研究年誌第12号 自立と管理／自立と連帯』青木書店 に詳しい。
- 13) 愼 (2013) 前掲書P69
- 14) 菅原哲男 (2003) 『誰がこの子を受け止めるのか 光の子どもの家の記録』言叢社P277
- 15) オタワ個人意思決定ガイド <http://www.kango-net.jp/decisionaid/medical/index.html>

## 参考文献

- 樋口恵子 (2000) 「自立生活運動の歴史とその哲学」『ノーマライゼーション障害者の福祉』2000年2月号 (第20巻 通巻223号)
- 武藤素明 編著 (2012) 『施設・里親から巣立った子供たちの自立 社会的養護の今』福村出版
- 庄司洋子 (2013) 「自立とケアの社会学」庄司洋子、菅沼隆、河東田博、河野哲也 編『自立と福祉 制度・臨床への学際的アプローチ』現代書館